第

4814

号

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 9月 13日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 親族に支払う給与

A:親族に支払う給与の取扱いは、生計が 一かどうか、事業専従者か青色事業専従者か によって取り扱いが違います。

【解説】

親族に支払う給与の取扱いは、次のようになっています。

【生計を一にする親族に給与を支払う場合】 ①一般的な場合

支払った給与は必要経費になりません。また、給与を受け取った親族の所得にもなりません。

②事業専従者に該当する場合(白色申告)

支払った給与は必要経費になりませんが、 次のいずれか低い金額が必要経費としてみな されます。(事業専従者控除)

- イ.配偶者86万円、配偶者以外50万円/1人 ロ.事業所得の金額(事業専従者控除前)÷(専 従者数+1)/1人
- ③青色事業専従者に該当する場合(青色申告) 青色専従者給与として届け出た金額のうち 労務の対価として相当と認められる金額は必 要経費となります。

【生計を一にしない親族に給与を支払う場合】 生計を別にする親族に支払う給与は、労務 の対価として相当と認められる金額が必要経 費となります。







